

本庄市国際交流協会では、外国語講座の参加者を募集します。外国語を学ぶのが全くはじめての方も大歓迎です。会員対象事業のため、協会会員以外の方は協会への入会が必要です。

講座名	日程	時間	回数
中国語講座	5月8日から7月17日までの毎週土曜日 (7月10日は休講)	初級者向けクラス 午後6時30分～7時30分 中級者向けクラス 午後7時45分～8時45分	10回
ポルトガル語講座	5月11日から7月13日までの毎週火曜日	初級者向けクラス 午後6時30分～7時30分 中級者向けクラス 午後7時45分～8時45分	10回
英会話講座	5月18日から7月20日までの毎週火曜日	初級者向けクラス 午後6時30分～7時30分 中級者向けクラス 午後7時45分～8時45分	10回
スペイン語講座	5月13日から7月29日までの毎週木曜日 (7月8日・22日は休講)	初級者向けクラス 午後6時45分～7時45分	10回

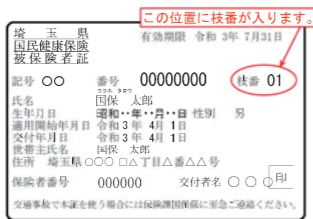
- 《各講座共通》
会場 はにぼんプラザ
定員 はにぼんプラザ
- 中国語、ポルトガル語、スペイン語講座 各11名(先着順)
 - 英会話講座 15名(先着順)
- ※申込者が少数のときは、開催を中止する場合があります。
- 費用** 2500円(全10回分)
※協会年会費2000円(一般)または1500円(メンバー会員)が別途必要です。
- 受付期間**
①先行受付 4月15日(木)・16日(金)
②通常受付 4月19日(月)～23日(金)
- 申込** ①②ともに午前8時30分から午後5時15分までの間に電話で左記へ
※1回の電話で2名まで申込。
★本庄市国際交流協会事務局(市民活動推進課内)
☎25-1158
- 先行受付対象**
・各講座を受講するのが初めてまたは2回目の方
・初級から中級へクラスを変更して、中級を受講するのが初めてまたは2回目の方

国民健康保険ガイド

★保険課25-11116

4月1日から保険証のレアウトを変更します

医療機関等におけるオンライン資格確認の開始に伴い、保険証に枝番(2桁の番号)を記載します。なお、枝番の記載がない保険証も引き続き使用することができます。



マイナンバーカードが保険証として利用できるようになります

事前に申込手続を行う必要があります。詳しくはマイナンバーサイトをご確認ください。マイナンバーカードの保険証利用に対応する医療機関はまだ限られていますので、

当面の間は従来の保険証を合わせてお持ちください。

保険証が変わったときは、早めに届出をお願いします

国保加入者が職場の健康保険に加入した場合は、国保を脱退する届出が必要です。届出をしないと、保険料を二重に支払うことになります。

また、職場の健康保険の加入日以降に国保の保険証を使用した場合、市が負担した医療費を返還していただきます。

▼窓口 国保の保険証と加入者全員分の職場の健康保険証を保険課(市役所1階)または支所市民福祉課(アスパアこども1階)にお持ちください。

▼郵送 加入者全員分の職場の健康保険証をコピーし、余白に『国保の脱退を届け出る』旨と記入年月日、住所、氏名、日中連絡が取れ

る電話番号を記載し、加入した方全員分の国保の保険証の原本を同封して左記へ郵送してください。

郵送先 〒367-8501 本庄市本庄3-5-13 本庄市役所保険課

人間ドックを受けるときは助成金をご利用ください

対象 35歳以上で6か月以上継続して本庄市国保に加入している方

助成額 人間ドック2万円、併診ドック(人間ドック+脳ドック)3万円

注意
・脳の検査のみでは助成の対象になりません
・人間ドックと脳ドックを別の医療機関や日程で受検する場合は、まとめて申請してください

・受検料が助成額未満の場合、助成額は受検料と同額です
・オプションなどの追加検査

公共下水道の利用地域が拡大しました

★下水道課 ☎25-1146

4月から次の地域で下水道が利用できるようになりました。お住まいの方は早めの接続をお願いします。また、対象地域の方には下水道事業受益者負担金が賦課されますので、納期までの納付をお願いします。

- 本庄3・4丁目の一部
- 小島5・6丁目の一部
- 北堀の一部

下水道事業受益者負担金制度とは

公共下水道は、利用できる地域が限られているため、公平な負担の観点から下水道を利用できるようにした土地に対して、整備費の一部を負担していただく制度です。

下水道受益者負担金Q&A

- Q 負担金は誰が納めるの?**
A 下水道を整備した区域内にある土地の所有者又は権利者に、公共下水道利用の有無に関わらず納めていただきます。
- Q 負担金の対象となる土地はいつ?**

A 整備した区域内の土地はすべてが対象です。

Q 負担金納付の徴収猶予や減免の制度はあるの?
A それぞれの地目、利用目的によって徴収猶予・減免措置があります。徴収猶予や減免には申請書の提出が必要ですが。

Q 負担金の納付方法は?
A 算出した金額を5年に分割し、さらに1年を4期に分けて納付する分割納付と、1年分や5年分など年額分をまとめて納付する一括納付があります。一括納付の場合は一括納付報奨金が交付されます(実際は、報奨金を差し引いた金額で納付)。納付書は、6月初旬に受益者に送付します。

Q 受益者(納付する人)が変わったらどうするの?
A 受益者が変更する場合は、速やかに受益者異動申告書を下水道課(市役所2階)に提出してください。

※受益者異動申告書は、下水道課及び☎で配布。

後期高齢者医療制度に加入している方へ

マイナンバーカードが保険証として利用できるようになります

事前に申込手続を行う必要があります。詳しくはマイナンバーサイトをご確認ください。マイナンバーカードの保険証利用に対応する医療機関はまだ限られていますので、当面の間は従来の保険証を合わせてお持ちください。

後期高齢者医療傷病手当金の適用期間を延長します

後期高齢者医療制度の加入者で給与等の支払いを受けている方が、新型コロナウイルス感染症に感染し、または発熱などの症状があり感染が疑われ、勤務することができなかった場合、傷病手当金を支給しています。このたび、適用期間が左記のとおり延長となりました。

適用期間 令和2年1月1日～令和3年6月30日
支給の対象条件や申請方法など詳しくは、☎または保険課でご確認ください。

★保険課 ☎25-11245